

当院は、次に掲げる療法及び
加算の算定を行うにあたり、
厚生労働大臣の定める施設基準
に適合している旨を

関東信越厚生局 新潟事務所長
(新潟県知事)に届け出ている
保険医療機関です。

療養病棟入院基本料 1

受理番号（療養入院）第 720 号

療養病棟療養環境加算 1

受理番号（療養 1）第36号

入退院支援加算2

受理番号（入退支）第38号

医療 DX 推進体制整備加算

受理番号（DX）第 1004 号

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

受理番号（外在べⅠ）第 31 号

呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

受理番号 （呼Ⅰ） 第 121号

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

受理番号 （運Ⅰ） 第 134 号

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

受理番号 （脳Ⅱ） 第 113 号

CT撮影及びMRI撮影

受理番号 （ C ・ M ） 第218号

入院時食事療養（Ⅰ）

入院時生活療養（Ⅰ）

受理 9 番号（食） 第308号

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食 午後 6 時）適温で提供します。

当院の看護要員の平均配置数は、次の通りです。

医療病棟1

1日に9以上の看護職員、9人以上の看護補助員（介護職員）が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。

○朝8時30分～夕方17時30分

看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内

看護補助員（介護職員）1人当たりの受け持ち数は9人以内です。

○夕方17時30分～翌8時30分

看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内、

看護補助員（介護職員）1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

医療病棟2

1日に9以上の看護職員、9人以上の看護補助員（介護職員）が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。

○朝8時30分～夕方17時30分

看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内

看護補助員（介護職員）1人当たりの受け持ち数は9人以内です。

○夕方17時30分～翌8時30分

看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内、

看護補助員（介護職員）1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の 発行について(お知らせ)

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4月より、明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

かもしか病院

入院時生活療養費算定について

1、対象者

療養病床に入院する65歳以上の方が対象となります。

2、難病等に該当する場合負担は軽減されます。

入院治療の必要性の高い方の生活療養標準負担額については、食材料費相当が負担額となります。

3、入院時生活療養標準負担額

低所得Ⅰ・Ⅱに該当の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、生活療養標準負担額が減額されます。

提示のない場合は、支払い後市町村窓口にて償還払いとなりますので、ご注意ください。

重度心身障害者医療費助成事業(県障)の助成部分も食材料費相当分のみとなります。

区分	生活療養標準負担額	難病等の方の生活療養標準負担額
現役並み所得者 および一般	1日につき居住費 370円 1食につき510円の合計額 合計 1日あたり 1,900円	1日につき居住費 0円 1食につき300円の合計額 合計 1日あたり 900円
低所得者Ⅱ 世帯全員が市町村住民税非課税の方	1日につき居住費 370円 1食につき240円の合計額 (1食あたり190円を助成) 合計 1日あたり 1,090円	1日につき居住費 0円 1食につき240円の合計額 ただし、過去12ヶ月の入院日数が 90日以上の場合は1食190円 合計 1日あたり720円(長期 570円)
低所得者Ⅰ(2) 世帯全員が市町村住民税非課税で、 その世帯の所得は必要経費・控除を 差し引いたときに0円になる場合。(年 金所得は控除額を80万円として計算)	1日につき居住費 370円 1食につき140円の合計額 (1食あたり110円を助成) 合計 1日あたり 790円	1日につき居住費 0円 1食につき110円の合計額 合計 1日あたり 330円
低所得者Ⅰ(1) 老齢福祉年金受給者	1日につき居住費 0円 1食につき110円の合計額 (1食あたり110円を助成) 合計 1日あたり 330円	1日につき居住費 0円 1食につき110円の合計額 合計 1日あたり 330円

4、入院時生活療養費が算定された場合の入院基本料

入院時生活療養費が算定された場合、入院基本料の点数が変わります。

なお、入院基本料以外は従来と同じ料金を加算させていただきます。

項目	料金	点数	
療養病棟入院基本料1			利用者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い入院基本料を算定します。
入院料 1	1,964	1,949	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 2	1,909	1,895	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(140円)加算となります。
入院料 3	1,621	1,607	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(140円)加算となります。
入院料 4	1,692	1,677	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 5	1,637	1,623	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(140円)加算となります。
入院料 6	1,349	1,335	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(140円)加算となります。
入院料 7	1,644	1,629	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 8	1,589	1,575	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(140円)加算となります。
入院料 9	1,301	1,287	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(140円)加算となります。
入院料 10	1,831	1,816	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 11	1,776	1,762	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(142円)加算となります。
入院料 12	1,488	1,474	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(143円)加算となります。
入院料 13	1,455	1,440	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 14	1,427	1,413	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(145円)加算となります。
入院料 15	1,273	1,258	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 16	1,371	1,356	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 17	1,343	1,329	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(148円)加算となります。
入院料 18	1,189	1,174	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 19	1,831	1,816	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 20	1,776	1,762	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(151円)加算となります。
入院料 21	1,488	1,474	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(152円)加算となります。
入院料 22	1,442	1,427	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 23	1,414	1,400	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(154円)加算となります。
入院料 24	1,260	1,245	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 25	983	968	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 26	935	920	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 27	830	816	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(158円)加算となります。
入院料 28	1,831	1,816	入院時生活療養費を算定しない場合 15点(150円)加算となります。
入院料 29	1,776	1,762	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(160円)加算となります。
入院料 30	1,488	1,474	入院時生活療養費を算定しない場合 14点(161円)加算となります。

●食事療養の標準負担額について(1食)

1. 減額認定証をお持ちでない方

510円	現役並み所得および一般
------	-------------

2. 減額認定証をお持ちの方

240円	低所得Ⅱの場合
190円	低所得Ⅱで入院期間が90日を超える場合
110円	低所得Ⅰの場合

●その他実費について

日常生活品費	Aプラン 202円 Cプラン 843円
理美容料金	調髪料 3,300円 丸刈り 2,500円 顔剃り 550円
紙おむつ料金	ご使用分のみ請求いたします。ご用意頂いてもかまいません。
ご装束代	5,500円 死亡退院時のご装束代金です。ご不要の場合料金は発生しません。
死後処置料	1回あたり 17,600円
寝具使用料	1日 1,100円 付添い時に寝具を使用した場合に料金が発生します。
食事代	1食 660円 ご家族、お見舞いの方に食事を提供させて頂いた場合に料金が発生します。

※詳細につきましては、受付窓口にお問い合わせください。